

第6章 資料編



君津市生涯学習交流センター（君津中央公民館）

公民館関係条例・規則（一部抜粋）

○君津市公民館の設置及び管理に関する条例

昭和45年12月19日

条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、君津市公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 君津市に君津市立の君津中央公民館、八重原公民館、周西公民館、周南公民館、小糸公民館、清和公民館、小櫃公民館及び上総公民館を設置する。

（位置及び対象区域）

第3条 市立公民館の位置及び対象区域（公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年文部科学省告示第112号）第2条に規定する対象区域という。以下同じ。）は、それぞれ次表に掲げるところによる。

名称	位置	対象区域
君津市君津中央公民館	君津市久保2丁目13番2号	欄外に記載
君津市八重原公民館	君津市南子安9丁目17番2号	（略）
君津市周西公民館	君津市人見4丁目11番21号	（略）
君津市周南公民館	君津市大山野26番地	（略）
君津市小糸公民館	君津市糠田55番地	（略）
君津市清和公民館	君津市西栗倉36番地	（略）
君津市小櫃公民館	君津市末吉128番地	（略）
君津市上総公民館	君津市久留里市場192番地5	（略）
君津市君津中央公民館 対象区域		
中野、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目、中野4丁目、中野5丁目、中野6丁目、久保、久保1丁目、久保2丁目、久保3丁目、久保4丁目、久保5丁目、北久保1丁目、北久保2丁目、南久保1丁目、南久保2丁目、南久保3丁目、陽光台1丁目、陽光台2丁目、陽光台3丁目、高坂、台1丁目、台2丁目、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、郡1丁目、郡2丁目、郡3丁目、小香、上湯江、下湯江、中富、中野飛地及び下湯江飛地の区域		

（分館）

第4条 次表左欄に掲げる公民館には同表中欄に掲げる分館を置き、それらの位置はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

公民館の名称	分館の名称	位置
君津市君津中央公民館	貞元分館	君津市上湯江1, 655番地
君津市上総公民館	松丘分館	君津市広岡1, 840番地の1
	亀山分館	君津市坂畑321番地の1

2 公民館には、必要に応じて支館を設置することができる。

（職員）

第5条 公民館に法第27条の規定により置かれる館長のほか、所要の職員を置く。

（公民館運営審議会）

第6条 法第29条の規定により、別表第2左欄に掲げる区分ごとに、公民館運営審議会を置き、その委員の定数は、同表右欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が第2項の委嘱の要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

5 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

（使用許可等）

第7条 公民館又は分館の施設及び設備を使用しようとするものは、公民館使用許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 公民館又は分館の施設及び設備の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が使用許可申請の記載事項を変更しようとするときは、館長の許可を受けなければならない。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

(1) 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 使用により公民館又は分館の施設及び設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（次条第4号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理運営上、特に支障があると認めるとき。

4 館長は、使用の許可に際し、公民館又は分館の管理上必要な条件を付することができる。

（使用許可の取消し等）

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が前条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理運営上、特に支障があると認めるとき。

（意見聴取）

第9条 教育委員会は、第7条第3項第3号又は前条第4号に該当するかどうかについて、千葉県君

津警察署長の意見を聴くことができる。

（使用料）

第10条 公民館の使用料は無料とする。ただし、法第22条各号の規定以外に公民館を使用する場合は、別表第1に掲げる使用料を使用開始までに納付しなければならない。

2 館長が特に事由があると認めた場合は、教育委員会の承認を得て、前項ただし書に定める使用料の一部又は全部を免除することができる。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

（1）使用者の責に帰することができない理由により、使用することができないとき。

（2）使用前に使用の許可又は変更の申し出をし、館長が相当の理由があると認めたとき。

（禁止事項）

第11条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）建物又はその附属物をき損又は滅失すること。

（2）興業的営利を目的とすること。

（3）許可を受けた使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。

（4）前各号に規定するもののほか、館長が禁止したこと。

（使用後の整備）

第12条 使用者がその使用を終わった時は、使用した設備を原状に復し、器具を整備し、かつ室の内外を清掃して、館長に引き渡さなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、公民館の使用、故意又は過失により建物、備品、機械器具、その他公民館の施設、設備をき損し、又は滅失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営及び公民館運営審議会の組織並びに運営に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の条例は廃止する。

君津町立公民館に関する条例（昭和39年君津町条例第26号）

公民館条例（昭和30年小糸町条例第31号）

公民館条例（昭和35年清和村条例第4号）

小櫃村公民館条例（昭和31年小櫃村条例第6号）

上総町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年上総町条例第18号）

（略）

別表第1（第10条第1項）（一部抜粋）

名称	区分	使用時間			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
君津市 君津中央公民館	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,720円	9,440円
	ギャラリー	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	会議室101	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室102	480円	640円	690円	1,400円
	会議室103	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201A	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201B	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室202	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室203	480円	640円	690円	1,400円
	会議室301	480円	640円	690円	1,400円
	会議室302	480円	640円	690円	1,400円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
	和室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	貞元分館	480円	640円	690円	1,400円

備考

1 市外者が利用する場合は、当該施設の使用料の5割を加算した額とする。

2 陶芸用の電気窯を使用する場合は、使用電力量料金に相当する金額を徴収する。

別表第2（第6条第1項）

公民館の名称	委員の定数
君津市君津中央公民館 君津市八重原公民館 君津市周西公民館 君津市周南公民館	12人以内
君津市小糸公民館 君津市清和公民館	8人以内
君津市小櫃公民館 君津市上総公民館	8人以内

○君津市公民館規則

昭和45年12月25日

教育委員会規則第12号

（目的）

第1条 この規則は、君津市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和45年君津市条例第49号。以下「条例」という。）第14条の規定により、公民館の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（公民館の事業）

第2条 条例第2条に規定する公民館及び第4条に規定する公民館分館（以下「分館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第22条の規定により次に掲げる事業を行う。

（1）住民及び団体の学習相談に関すること。

（2）青少年及び成人の学習及び文化活動に関すること。

（3）家庭教育、人権教育等の地域の生活課題に沿

った講座並びに諸集会の開設及び開催に関する
こと。

- (4) 社会教育、スポーツ及びレクリエーション活動の振興に関すること。
- (5) 各種団体、機関、公共施設等との連携に関すること。
- (6) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。
- (7) 学校、家庭及び地域社会の連携に関すること。
- (8) 図書、記録、館報等資料及び情報の活用に関すること。
- (9) 施設（スポーツ広場を含む。）を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
- (10) 住民の実際生活に即する教育、学術及び文化の振興に関すること。
- (11) 下町集会所の使用許可に関すること（上総公民館に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法第22条の目的達成のため必要な事務事業に関すること。

（分館の対象区域）

第3条 次表左欄に掲げる分館の対象区域（公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年文部科学省告示第112号）第2条に規定する対象区域をいう。以下同じ。）は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

分館の名称	対象区域
君津市君津中央公民館貞元分館	貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、郡1丁目、郡2丁目、郡3丁目、小香、上湯江、下湯江、中富、中野飛地及び下湯江飛地の区域
君津市上総公民館松丘分館	平山、山滝野、大坂、広岡、大戸見、大戸見旧名殿、柳城、利根、大中、加名盛、豊田飛地及び豊田旧菅間田飛地の区域
君津市上総公民館亀山分館	黄和田畑、蔵玉、釜生、滝原、折木沢、坂畑、草川原、藤林、川俣旧川俣、川俣旧月毛、川俣旧押込、豊田旧菅間田、豊田旧野中、笹、香木原、高水、川俣飛地、藤林飛地、笹飛地、加名盛飛地、台錯綜地及び蔵玉・釜生入会の区域

（職員）

第4条 公民館及び分館に置く職員は、館長、分館長、事務職員及び技能労務職員とする。

- 2 公民館に社会教育指導員を置くことができる。（館長及び分館長）

第5条 公民館に館長を置き、分館に分館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、公民館の行う各種の事業の企画、実施、その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。
- 3 分館長は、館長の命を受け、分館の事業の企画、実施、その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。

（職員の職及び職務）

第6条 第4条の規定により公民館に置く職員の職及び職務は、第5条に規定するもののほか、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	副館長 副主幹	館長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	主査 副主査	上司の命を受け、担任事務を処理する。
	公民館主事	上司の命を受け、公民館の専門的事務を処理する。
	主任主事 主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技能労務職員	総括用務員 副総括用務員 主任用務員 用務員	上司の命を受け、環境の整備その他の用務に従事する。

備考 公民館主事は、法第9条の4の各号に掲げる社会教育主事となる資格を有する者をもって充てる。

- 2 第4条第2項の規定により公民館に置くことのできる社会教育指導員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
社会教育指導員	社会教育指導員	特定の事項について、直接指導学習相談又は社会教育関係団体の育成等にあたる。

（職員数）

第7条 条例第2条で設置された公民館別の職員数は、教育長が定める。

（公民館運営審議会の組織）

第8条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 会議は委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 会議開催の日時及び場所は、会議に附すべき事件とともに、あらかじめ通知しなければならない。

（合同の会議）

第10条 審議会は必要に応じ、2以上の審議会が合同し、会議を開き、共同して調査、審議し、答申することができる。

（審議会の庶務）

第11条 審議会の庶務は、当該審議会の属する公民館において処理する。

（開館及び閉館）

第12条 公民館及び分館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、公民館の日曜日の閉館時刻は午後5時とする。

- (1) 開館 午前9時

- (2) 閉館 午後10時(松丘分館は、午後5時)
- 2 前項の規定にかかわらず、公民館長が特に必要と認めた場合は、開館又は閉館の時刻を変更することができる。

(休館日)

第13条 公民館及び分館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 定期休館日 毎週日曜日(松丘分館は、毎週月曜日) ただし、公民館については定期休館日をおかない。
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年始休館日 1月2日から同月4日まで
- (4) 年末休館日 12月28日から同月31日まで
- (5) 臨時休館日 特別の事情により、館長が休館を必要と認めた日(この場合において、3日以上となる場合は教育委員会の承認を必要とする。)

- 2 前項の休館日であっても、館長が特に必要と認めた場合は、公民館の全部又は一部を開館することができる。

(公民館使用の特例)

第14条 教育委員会及び公民館の主催事業であって、特に教育上必要と認める場合は、公民館長は教育委員会の承認を得て、公民館における宿泊使用を行うことができる。

- 2 社会教育関係団体から、宿泊使用の申請があった場合は、前項に準じて処理することができる。

- 3 前2項の使用を許可する場合は、公民館長は、当該公民館の事務職員1名以上をして宿泊させ、管理しなければならない。

(使用許可申請)

第15条 条例第7条第1項の規定による公民館使用許可の申請は公民館使用許可申請書(別記第1号様式)によるものとする。

- 2 施設予約システム(インターネットを利用して市の施設の使用の申請をするシステムをいう。以下同じ。)により、前項に規定する申請書の提出に代えて、使用の申請をすることができる。

- 3 前2項の規定により申請することができる期間は、使用しようとする日の6か月前から1週間前までに提出するものとする。ただし、館長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(使用者登録の申請)

第15条の2 前条第2項の規定により使用の申請をしようとする者は、あらかじめ公民館施設予約システム利用者登録申込書(別記第1号様式の2)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出し、登録を受けなければならない。ただし、他の施設において既に施設予約システムの登録を受けている場合は、この限りでない。

- 2 前項の登録の内容に変更が生じた場合は、教育委員会に届け出るものとする。

(申請の予約)

第15条の3 第15条第1項の使用の申請の前に、教育委員会が認めた方法により、使用の申請

の予約(以下「申請予約」という。)をすることができる。この場合において、申請予約があった施設等の予約日時における同項の使用の申請はできないものとする。

- 2 申請予約をした者は、使用しようとする日の1週間前までに、第15条第1項の使用の申請をするものとし、申請をしなかったときは、申請予約はなかったものとみなす。

(使用許可)

第16条 館長は、第15条第1項又は第2項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、当該申請内容が、法、条例、この規則及びその他の法令に違反しない限り、その使用を許可しなければならない。

- 2 館長は前項に規定する審査にあたり、当該申請内容が、次の各号の一に該当すると認める場合は、館長は教育委員会に協議した後に、使用許可の可否を決定するものとする。

- (1) 同一の施設等を連続して7日以上使用する場合
- (2) 1ヶ月以上にわたる特定の期間の特定の日を連続して使用する場合
- (3) 入場料等を徴収して使用する場合で異例のもの
- (4) 政党、その他の政治団体が使用する場合で異例のもの
- (5) その他、申請者、使用内容及び申請目的等について、館長が特に協議する必要があると認めるもの

- 3 館長は、使用の可否を決定した場合、速やかに当該使用申請者又はそれにかかわるべき者に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により通知するものとする。

- (1) 第15条第1項に係る申請 公民館使用許可書(別記第2号様式)又は公民館使用不許可通知書(別記第3号様式)
- (2) 第15条第2項に係る申請 施設予約システムを介しての通知

- 4 前項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用当日、前項第1号の許可書を当該公民館職員に提示し、確認を受けるものとする。

(使用許可内容の変更)

第17条 使用者が条例第7条第2項の規定により、使用許可内容の変更を申請しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により申請するものとする。ただし、変更の内容が軽微である場合はこの限りでない。

- (1) 第15条第1項に係る申請 別記第1号様式に準じて作成した公民館使用許可内容変更申請書
- (2) 第15条第2項に係る申請 施設予約システムによる使用の変更又は取消し

- 2 館長は前項の規定により、公民館使用許可内容変更の申請がされた場合は、前条第1項、第2項及び第3項に準じて処理するものとする。

第18条 条例第8条の規定により、公民館使用許可の全部又は一部を取消す場合は、館長は公民館

使用許可取消通知書（別記第4号様式）を使用者に交付しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

（ロビーその他の使用）

第19条 公民館のロビー、図書室及び卓球用具、その他の設備及び備品で、公の用に供することを目的とする物は、開館中は、公民館の運営に支障がない限り、随時使用できるものとする。

2 前項の使用について、館長は、必要な手続きを設ける等適当な方法で、秩序ある使用をさせるものとする。

3 公民館図書の館外利用及び視聴覚教育機器、その他の備品の館外利用については、別に教育委員会規則で定める。

（特別の設備、物品の搬入等）

第20条 使用者で、特別な設備をなし、又は現状を変更し、若しくは特殊物品の搬入をしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた使用者は、使用後は自らの責任において原状に復し、館長の確認を受けなければならない。

（使用者等の遵守事項）

第21条 使用者及び入場者並びにロビーその他の使用者（以下「使用者等」という。）は、館長その他の職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）収容人員は利用施設の定員を超えないこと。

（2）許可なくして物品の販売をし、又は寄付を募ること。

（3）許可なくして獣畜類を館内に入れないこと。

（4）銃砲、火器等他人に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる物品を携帯しないこと。

（5）所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。

（6）騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（7）法、条例及びこの規則に違反しないこと。

（8）前各号のほか、館長が必要と認める事項

2 館長は、前項に掲げる遵守事項を守らない使用者等に対して、退館を命ずることができる。

（公民館台帳）

第22条 教育委員会事務局に、公民館の沿革並びに公民館の敷地、施設、設備及び備品の現況を記した公民館台帳を整備しておかなければならない。

（施設等の管理）

第23条 館長は、公民館の施設等の管理を総括し、職員は、館長の定めるところにより、施設等の管理を分掌する。

2 館長は、施設等の管理簿を備え、その現況を記載しておかなければならない。

3 館長は、毎年度の施設等の現況を、翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

（施設の改造等）

第24条 館長は、公民館の施設の一部を改造し、

又は使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（滅失又は損傷等の報告）

第25条 館長は、施設等の一部又は全部が滅失し又は損傷したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（防火管理者）

第26条 館長は、副館長又はこれに準ずる者に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を命ずる。

（非常変災等の対策措置）

第27条 館長は、非常変災その他急迫の事態に備えて、入館者の避難その他職員の講ずべき処置等に関する計画を年度当初に策定し、教育委員会に報告しなければならない。

2 館長は、避難又は消火訓練及び消防設備の点検を定期的に実施しなければならない。

3 公民館の重要文書、記録及び備品等については、非常持出品目を作成し、標識をつけるものとする。

（審議会への諮問並びに答申）

第28条 館長は、審議会に対し諮問する場合は、あらかじめ諮問事項を教育委員会に届け出るものとし、当該諮問事項が、他の一若しくは全部の公民館に係るものについては、教育委員会と協議するものとする。

2 館長は、審議会から答申があった場合は、速やかに教育委員会に報告するものとする。

（使用状況報告）

第29条 館長は、毎月10日までに前月度の施設等の使用状況を整理し、教育委員会に報告しなければならない。

2 館長は、毎年度の施設等の使用状況を整理し、翌年度4月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

（事業報告）

第30条 館長は、各年度における主催事業の計画並びに主催事業の実施状況を作成し、毎年4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

2 館長は、各月の主催事業の実施計画並びに主催事業の実施の状況を作成しておき、教育委員会の求めに応じて報告するものとする。

第31条 この規則に定めるもののほか、公民館における事務処理及び職員の服務等、公民館の管理、運営について必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に公民館の職員に任命されている者は、この規則により任命されたものとみなす。

（以下略）

○君津市地域交流センターの設置及び管理に関する
条例

平成20年12月24日
条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、君津市地域交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市民の相互交流及び自発的な学習活動を促進するため、君津市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 地域交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
君津市生涯学習交流センター	君津市久保2丁目13番2号
君津市上総地域交流センター	// 久留里市場192番地5

(事業)

第4条 地域交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の相互交流の機会の提供に関すること。
- (2) 市民の自発的な学習活動の機会の提供に関すること。
- (3) 生涯学習活動に関する学習会等の開催並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域交流センターの設置目的を達成するために必要なこと。

(使用の許可等)

第5条 地域交流センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ君津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 使用により地域交流センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 興業的営利を目的とするとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第9条第4号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域交流センターの管理上支障があると認めるとき。

3 教育委員会は、使用の許可に際し、地域交流センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定め

る使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないときは、この限りでない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により、使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域交流センターの管理上支障があると認めるとき。

(意見聴取)

第10条 教育委員会は、第5条第2項第4号又は前条第4号に該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、地域交流センターの施設等を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき又は第9条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した地域交流センターの施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により地域交流センターの施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月24日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月12日から施行する。

(略)

別表（第6条）（一部抜粋）

名称	区分	使用時間			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
君津市生涯学習交流センター1	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,720円	9,440円
	キッズルーム	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	会議室101	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室102	480円	640円	690円	1,400円
	会議室103	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201A	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201B	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室202	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室203	480円	640円	690円	1,400円
	会議室301	480円	640円	690円	1,400円
	会議室302	480円	640円	690円	1,400円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
	和室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円

備考 市外者が利用する場合は、当該施設の使用料の5割を加算した額とする。

○君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年3月27日

教育委員会規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成20年君津市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 地域交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日の閉館時刻は午後5時とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 地域交流センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月4日まで

（職員）

第4条 地域交流センターに所長及び事務職員を置く。

（所長の職務）

第5条 所長は、地域交流センター業務を掌理し、地域交流センターの行う各種の事業の企画、実施その他の必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。

（事務職員の職及び職務）

第6条 地域交流センターに置く事務職員の職及び

職務は、次のとおりとする。

副所長	所長を補佐するとともに担当事務を処理し、地域交流センターの事務の進行管理を行う。
副主幹	上司の命を受け、担当事務を処理する。
主査	上司の命を受け、担当事務を処理する。
副主査	
主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
主事	

（使用の申請）

第7条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、君津市地域交流センター使用許可申請書（別記第1号様式）により教育委員会に申請しなければならない。

2 施設予約システム（インターネットを利用して市の施設の使用の申請をするシステムをいう。以下同じ。）により、前項に規定する申請書の提出に代えて、使用の申請をすることができる。

3 前2項の規定により申請することができる期間は、使用しようとする日の6か月前から1週間前までとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（使用者登録の申請）

第7条の2 前条第2項の規定により使用の申請をしようとする者は、あらかじめ君津市地域交流センター施設予約システム利用者登録申込書（別記第1号様式の2）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出し、登録を受けなければならない。ただし、他の施設において既に施設予約システムの登録を受けている場合は、この限りでない。

2 前項の登録の内容に変更が生じた場合は、教育委員会に届け出るものとする。

（申請の予約）

第7条の3 第7条第1項の使用の申請の前に、教育委員会が認めた方法により、使用の申請の予約（以下「申請予約」という。）をすることができる。この場合において、申請予約があった施設等の予約日時における同項の使用の申請はできないものとする。

2 申請予約をした者は、使用しようとする日の1週間前までに、第7条第1項の使用の申請をするものとし、申請をしなかったときは、申請予約はなかったものとみなす。

（使用の許可等）

第8条 教育委員会は、第7条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、使用の可否を決定するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 第7条第1項に係る申請 君津市地域交流センター使用許可書（別記第2号様式）又は君津市地域交流センター使用不許可通知書（別記第3号様式）
(2) 第7条第2項に係る申請 施設予約システムを介しての通知

2 教育委員会は、前項の規定による使用の許可の決定を行う場合において、地域交流センターの管理上必要があると認めるときは、その使用日及び使用

時間を調整することができる。

3 使用者は、地域交流センターを使用する際に第1項の許可書を教育委員会に提示しなければならない。

（使用の取消し及び変更）

第9条 使用者は、使用の内容を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により教育委員会に申請しなければならない。

(1) 第7条第1項に係る申請 君津市地域交流センター使用変更（取消）許可申請書（別記第4号様式）

(2) 第7条第2項に係る申請 施設予約システムによる使用の変更又は取消し

2 教育委員会は、前項の申請がされたときは、これを審査し、その可否を決定するとともに、その旨を使用者に通知するものとする。

（使用料の徴収）

第10条 条例第6条に規定する使用料は、使用の許可の際に徴収する。

（使用料の免除）

第11条 条例第7条の規定により使用料の免除を受けようとする使用者は、君津市地域交流センター使用料免除申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、免除の可否を決定するとともに、その旨を君津市地域交流センター使用料免除決定（却下）通知書（別記第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、君津市地域交流センター使用料還付申請書（別記第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の義務等）

第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けていない施設等を使用しないこと。
(2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
(3) 許可された場所以外で火気を使用しないこと。
(4) 使用後は直ちに整理整頓し、清潔の保持に努めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域交流センターの管理上支障を及ぼす行為をしないこと。

2 教育委員会は、使用者が前項の事項を遵守していないと認めるときは、条例第9条の規定により地域交流センターの使用を停止させ、若しくは制限し、又は当該使用者を退場させることができる。

（使用の許可の取消し）

第14条 教育委員会は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消したときは、その旨を君津市地域交流センター使用許可取消通知書（別記第8号様式）により当該使用者に通知するものとする。

（広告類の掲示等の禁止）

第15条 地域交流センターの施設内及び敷地内においては、広告その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。ただし、教育委員会が許

可したものについては、この限りでない。

（準備及び原状回復）

第16条 地域交流センターの使用の準備及び原状回復は、教育委員会の指示に従い、すべて使用者が行わなければならない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、地域交流センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（以下略）

公民館運営審議会委員（H27.4～を記載）

◎：委員長 ○：副委員長（）途中交代または欠員

H27.4～H29.3 ○佐藤富士郎、白駒等（洲永康弘）、富田嘉孝

H29.4～H31.3 柴田克、小池公子、富田嘉孝

H31.4～R3.3 小池公子、福島義人、正木佐智子

R3.4～R5.3 佐々木睦、◎福島義人、増田久美子

R5.4～ 佐々木睦、○福島義人、増田久美子

職員一覧（正規職員）平成27年度～令和6年度

年度	館長	副主幹	主査	副主査	公民館主事、主任主事、主事				文化財主事	主任用務員	分館長
H27	小澤孝雄		小林太郎		早田ゆう子	柴田学	田口亮太	荒井賢次郎			田村栄治
H28	濱松和徳		小林太郎	早田ゆう子	若竹裕美	小澤孝雄	田口亮太	荒井賢次郎			山田庸一
H29	濱松和徳		小林太郎	早田ゆう子	若竹裕美	小澤孝雄	北見裕子	荒井賢次郎			山田庸一
			前田幸彦								
H30	川名勲		小林太郎		若竹裕美	浦田泉	北見裕子	荒井賢次郎			山田庸一
			前田幸彦				黒澤美英子				
R1	川名勲		小林太郎		若竹裕美	浦田泉	鈴木みどり	土居新司		萱野幸子	山田庸一
					岩瀬友子	今井雄生	黒澤美英子				
R2	川名勲				若竹裕美	浦田泉	高田慶太	岩崎比由		萱野幸子	川名勲(兼)
					岩瀬友子	今井雄生	黒澤美英子				
R3	毛塚忠				若竹裕美	唐鎌ゆう子	高田慶太	岩崎比由			毛塚忠(兼)
R4	宇佐美宏	布施利之	矢野淳一	大野祐美子	荒井賢次郎	唐鎌ゆう子	高田慶太	柴田学	朝倉唯		宇佐美宏(兼)
		當眞紀子		平野淳子	矢島堯	中村和暉	千葉麻耶子		曾我真実子		
R5	平野陽一	布施利之		平野淳子	荒井賢次郎	唐鎌ゆう子	平野実悠	柴田学			平野陽一(兼)
					矢島堯	中村和暉					
R6	平野陽一	布施利之	平野淳子		荒井賢次郎	安西晃平	平野実悠	柴田学			平野陽一(兼)
		小林太郎			矢島堯	中村和暉					

君津中央公民館 主要刊行物

- 記念誌 ・ 君津中央公民館開館50周年記念誌 「50歳の健康診断」(H28)
- 公民館報 ・ 公民館だより「ひこばゆ」
- 家庭教育学級 ・ 「新しい家庭」
- 高齢者学級 ・ ほのぼの学級 記録集 ・ れんげ倶楽部！ 記録集
- 文化祭 ・ 『知ることから始めよう～日本のあたりまえ・外国のアタリマエ』(H31)

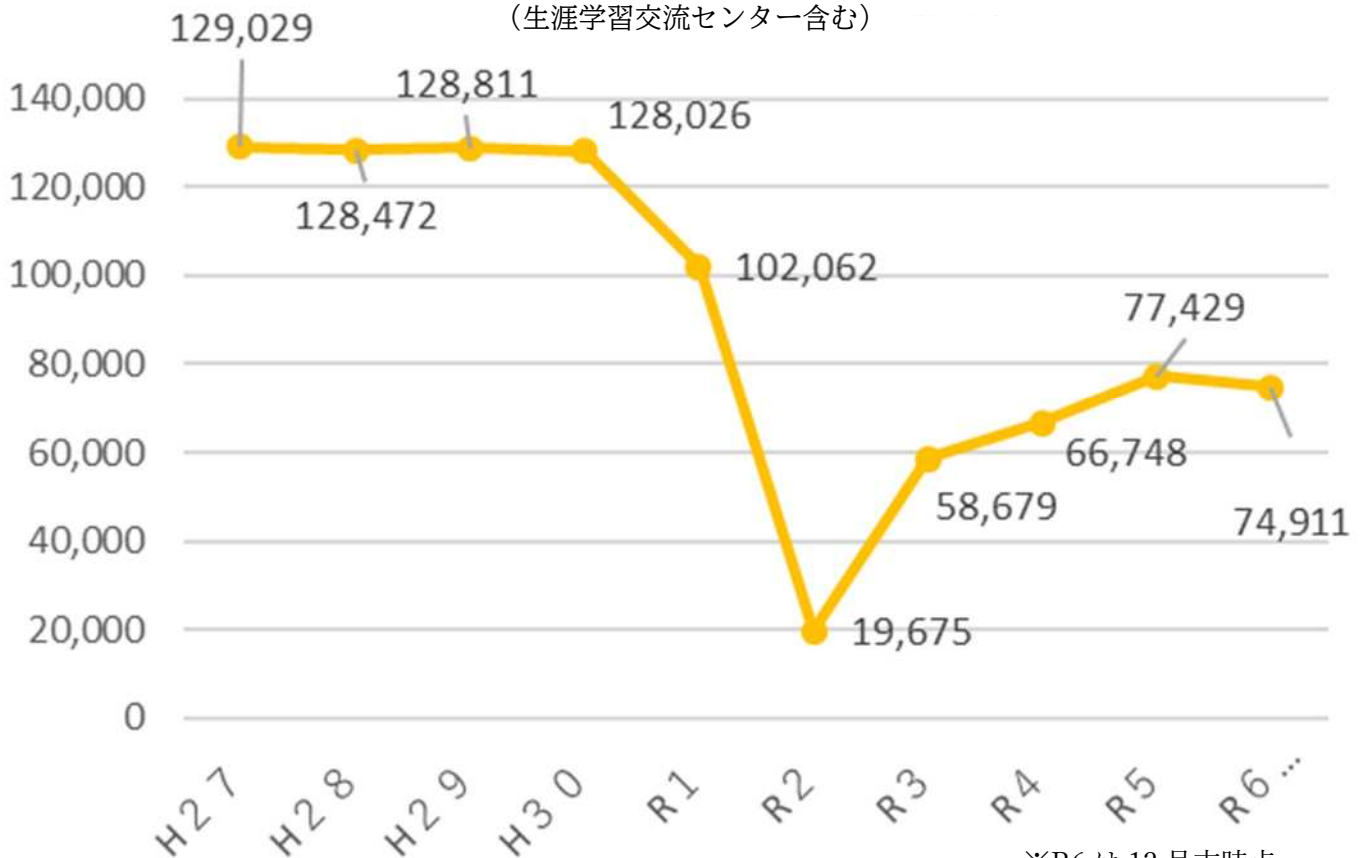
君津中央公民館区人口推移



※ここでの君津中央公民館区人口は、条例で定めている公民館区域の集計となります。

利用者数の推移

(生涯学習交流センター含む)



※R6は12月末時点

君津中央公民館開館 60 周年記念事業

1 開館 60 周年記念事業の推進体制

開館 60 周年記念事業は、平成 27 年度から令和 6 年度までの地域や公民館 10 年のあゆみを振り返り、今後の展望を図ることで、さらなる地域の発展とより地域に役立つ公民館になることを目指し実施したものである。

実施にあたっては、サークル・地域団体 70 グループ、有志 6 名、職員で実行委員会を組織し、「文化祭部会」、「記念誌部会」を設け、記念文化祭及び開館 60 周年記念セレモニーの実施と記念誌づくりに取り組んだ。

5 回の実行委員会会議を開催したほか、役員会や部会会議、文化祭グループ会議等を実施し、開館 60 周年記念事業を展開してきた。

組織体制の概要と各役員については次のとおりである。



第 1 回実行委員会の様子

君津中央公民館開館 60 周年記念事業実行委員会 役員一覧

開館 60 周年記念事業実行委員会 実行委員長 福島 義人（君津地区公民館運営審議会） 副実行委員長 萱野 正夫（君津ペン習字サークル）	1 階グループ	
	グループ長 山崎 雅好（ウッドベッカー）	副グループ長 菊地 喜己（きみさらず俳句会）
	2 階、3 階グループ	
	グループ長 染谷 一夫（おもちゃ病院きみつ）	副グループ長 岡田 美保（君津地区青少年相談員）
	1 階軒下グループ	
文化祭部会 部会長 萱野 正夫（君津ペン習字サークル） 副部会長 茂木 講治（フォーク音楽同好会）	グループ長 岡田 美保（君津地区青少年相談員）	
	ホール舞台グループ	
	グループ長 茂木 講治（フォーク音楽同好会）	副グループ長 桑原 晴美（08ボーイズバンド）
	ホールフロアグループ	
	グループ長 齊藤 早苗（君津市太極拳同好会）	副グループ長 伊藤 一徳（君津プラスの会）
記念誌部会 部会長 福島 義人（君津地区公民館運営審議会） 副部会長 齋藤 みどり（君津市子ども会育成連絡協議会）	特別企画	
	グループ長 田中 衣世（千葉県 90 団ガールスカウト）	副グループ長 野村 よし子（野の花を活ける会）

2 各部会の取組

（1）第 60 回君津中央公民館文化祭 令和 6 年 11 月 2 日（土）～ 4 日（祝・月）

第 60 回君津中央公民館文化祭（以下、第 60 回文化祭）は、例年、文化祭実行委員会を組織しその運営にあたっていたが、開館 60 周年記念事業の一環として「文化祭」を位置づけ、「文化祭部会」を組織し実施した。

第 60 回文化祭は、「60 祭（さい） 地域に役立て公民館」をテーマに、特別企画を含む 6 グループを組織して、展示活動、体験活動、舞台発表等に取り組み、3 日間の文化祭に 2,300 人の来場があった。

特別企画は『『つながり』、『関わり』を楽しく深めるみつつのツナかんプロジェクト』と題して、人と人、人と地域の「つながり」、「関わり」を楽しく深める！をコンセプトに3つの企画に取り組んだ。

企画名	内容
今年はみんなで HIRUASOBI 「ご近助縁日リターンズ」 	・中高生、地域住民で 11 ブースを設け、縁日を実施した。また、この地域の助け合いにつなげることを目指して、縁日内で募金活動とフードバンクも実施した。集まった募金と食材は、君津市社会福祉協議会に寄付をした。 ・11 ブースの内訳は下記の通り かたぬき／めざせ！おおたに！ストラックアウト／ボウリング1本たおし／ボール in！／射的／鬼の登下校／鬼レンチャンジャンケン／10秒ピタリチャレンジ／ペットボトルくるん／無料コーナー／出張「あいカフェ」
	地域の祭囃子大集合！ ・大宮神社久保祭保存会（祭囃子披露・動画上映） ・八幡神社 河岸吹地区（動画上映） ・八幡神社 釜神地区（動画上映） ・御霊神社中野太鼓連（祭囃子披露・動画上映） ・郡春日神社祭囃子保存会（祭囃子披露・動画上映） ・下湯江琴平春日神社太鼓保存会（祭囃子披露・動画上映）
さらけ出せ！斜め上行くその才能 「U-18 限定『まるだし ボッチ展』」 	・近隣の保育園、小学校、中学校、高等学校から作品を募集し、子どもたちの隠れた一面を披露する機会として実施。 ・当日の会場内では、「ボッチ展」、「誰でもアーティスト」、「白板アート」、「ストリートピアノ的なコーナー」を行った。
あなたの思い出大集合！ 「みんなでつくる『このまち年表』」 	・このまちの出来事や自分の歴史を書き込む参加型の展示として、今年・このまち・私たちでしか作れない手作り年表を実施した。 ・昭和 39 年からの 60 年間の「公民館」や「地域のこと」をまとめた年表と、一人ひとりの思い出やエピソードを貼る「おもいでの木」を作成。 展示・作成期間：10/7～10/29（1 階廊下） 11/2（多目的ホール） 1/21～2/17（1 階ギャラリー）

（２）君津中央公民館開館 60 周年記念セレモニー 令和 6 年 11 月 2 日

第 60 回文化祭の開催期間に合わせ、特別企画の開催に先立ち記念セレモニーを実施した。高校生ボランティア 2 名の進行の下、「君津中央公民館 60 年のあゆみ」の上映や「くす玉割り」などの記念アトラクションに取り組んだ。当日は来賓をはじめ、子どもから大人までおよそ 250 名が集い、開館 60 周年を様々な人とともに盛り上げることができた。



記念アトラクション「くす玉割り」

（３）君津中央公民館開館 60 周年記念誌

記念誌部会では 20 回以上の会議を重ね、記念誌を編集した。本誌は、自然災害やコロナ禍などの大きな変化のあった「この 10 年」の記録化を目指して、編集にあたった。編集の過程で、地域への取材やインタビューを実施し、地域との関係性が深まることにつながった。第 5 章「座談会」では、これまでの公民館事業を通じてできたつながりをもとに公民館の「これから」について話し合い、今後の公民館運営の方向性についての示唆を得た。

記念誌部会 部会員一覧

- ・ 福島 義人（部会長）
- ・ 齋藤 みどり（副部会長）
- ・ 小林 一臣
- ・ 佐々木 睦
- ・ 田中 衣世
- ・ 名取 興一
- ・ 船田 兼司
- ・ 増田 久美子



編 集 後 記

記念誌部会副部会長 齋藤 みどり

君津中央公民館の記念誌は、これまでに 6 冊発行されてきました。そこには、公民館職員の想いや事業のほか、地域で活躍する住民や公民館活動から地域活動へと躍進する方々の姿が描かれていました。この開館 60 周年記念誌は、題名の通り最も大きな変化があった 10 年間について、地域とのつながりを取り戻すことを目指し、自治会へのインタビューや地域に役立つ公民館についての座談会を行いながら記録に残しました。私自身、自治会や地域の方々のお話を伺い学ぶことが多くありました。また、編集者は未経験の人が多く、新しい人々が公民館のこれからを考える良い機会ともなりました。ただし、記念誌は作ったことで終わりではなく、変わらず大切にすること、社会に合わせ変わっていくことを考えながら、これからの活動に活用されることを切に願います。

最後になりましたが、本誌を制作するにあたりご協力いただいた方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

君津中央公民館開館 60 周年記念誌 「変」

編 集 者：君津中央公民館開館 60 周年記念事業 実行委員会
記念誌部会

発 行 日：令和 7 年 3 月 25 日

発 行 者：君津中央公民館
君津中央公民館開館 60 周年記念事業 実行委員会
記念誌部会

〒299-1152 千葉県君津市久保 2-13-2
TEL 0439-50-3980

題 字 鈴木 美幸（家庭教育指導員）